# 公害関係法令事務マニュアル 大気汚染防止法届出の手引き (水銀排出施設編)

令和4年4月

宮 城 県

## 目 次

は	じめ	[Z	1
1	定	義	1
	(1)	水銀等(法第2条第13項)	1
	(2)	水銀排出施設(法第2条第14項)	1
2	水	銀排出施設設置者の義務	1
	(1)	設置(法第 18 条の 28), 使用(法第 18 条の 29), 構造等の変更(法第 18 条の 30)の届出	1
	(2)	氏名等の変更,廃止の届出(法第18条の36第2項)	1
	(3)	承継の届出(法第 18 条の 36 第 2 項)	1
	(4)	水銀排出基準の遵守義務(法第18条の33)	2
	(5)	水銀濃度の定期測定義務(法第18条の35,法施行規則第16条の18)	4
	(6)	適用除外(法第 27 条)	5
	(7)	要排出抑制施設の設置者の自主的取組(第18条の38関係)	5
3	届	出書の種類と添付書類	6
	(1)	届出書の種類	6
	(2)	添付書類	6
4	届	出書提出先・提出方法	7
	(1)	届出の提出先	7
	(2)	提出部数(法施行規則第13条第1項)	7
	(3)	その他	7
5	届	出書作成上の留意事項	8
6	届	出書記入例	12
	(1)	設置・使用・変更届出書(様式第3の6)	12
	(2)	氏名等変更届出書(様式第 4)	16
	(3)	使用廃止届出書(様式第5)	17
	(4)	承継届出書(様式第6)	18
	(5)	委任状(任意様式)	20

#### はじめに

この手引きは、**仙台市以外**の宮城県内に大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」 といいます。)に基づく**水銀排出施設**を設置等しようとする事業者の方を対象としています。

仙台市内で同様のことを行う場合には, 仙台市環境局環境部環境対策課 (電話 022-214-8222) へご相談ください。

## 1 定義

(1) 水銀等 (法第2条第13項)

この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいいます。

(2) 水銀排出施設(法第2条第14項)

この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいいます。 (2ページ表 1 参照)

## 2 水銀排出施設設置者の義務

(1) 設置(法第18条の28), 使用(法第18条の29), 構造等の変更(法第18条の30)の届出

水銀排出施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする場合,又は法令の改正等で 既存施設が水銀排出施設となった場合は所定の事項を届け出なければなりません。

- ※ 受理書(令和3年3月30日付け環対第596号) 設置・使用・構造等の変更届出書が提出された後,速やかに書類の形式審査を行い ます。その結果,不備がなければ受理し,受理書を交付します。
- ※ 実施の制限(法第18条の32)

届出が受理された日(受理書の交付日)から60日間は工事に着手等することができません。ただし、届出書を審査し、その内容が相当であると認められるときは、その実施制限の解除通知をもって制限期間内であっても着手等ができます。

なお,内容を審査した結果,知事が排出基準に適合しないと認めるときは,受理日から 60 日以内に計画変更命令が発せられることがあります。(法第 18 条の 31)

(2) 氏名等の変更,廃止の届出(法第18条の36第2項)

上記の届出をした者の使命又は名称,住所及び法人にあっては代表者の氏名並びに,工場又は事業場の名称及び所在地に変更があった場合や届出した水銀排出施設の使用を廃止した場合には,所定の事項を届け出なければなりません。

(3) 承継の届出(法第18条の36第2項)

次の場合は所定の事項を届け出る必要があります。設置又は使用の届出をした者からその届出に係る水銀排出施設を譲り受け、又は借り受けたりした場合。ただし、届出の義務は、その施設を譲り受け、又は借り受けた個人又は法人が負います。設置又は使用の届出をした者について相続、法人にあっては合併・分割があった場合。ただし、届出の義務は、相続人、合併後存続する法人、若しくは合併により新たに設置した法人又は分割によりその施設を承継した法人が負います。

## (4) 水銀排出基準の遵守義務(法第18条の33)

水銀排出施設から水銀等を大気中に排出する者は,その水銀排出施設に係る排出基準(表 1)を遵守しなければなりません。

なお,知事が排出する水銀濃度が排出基準に適合しないと認めるときは,施設の構造,使用の方法,水銀の処理の方法について,改善,施設使用の一時停止を命ずることがあります。

表 1 水銀排出施設の排出基準(法第 18 条の 27, 法施行規則別表第 3 の 3, 平成 28 年 9 月 26 日環境省令第 22 号附則別表第 1)

				排出基準 (注1)		
項	₩≒九	の種類	規模要件	(μg/N m³) 施設設置年月日		
坦	旭武	V ノ 作里 矢貝	(以下のいずれかに該当するもの)	他設設 ~ <sup>(注2)</sup>		
				H30. 3. 31	H30. 4. 1 ∼	
			・ 伝熱面積 10 ㎡以上	15	10	
1	小型石炭混炼	Eボイラー (注4)	・燃焼能力 10L/h <sup>(注3)</sup> 以上	(0n=6%)	(0n=6%)	
	石炭専焼オ	 ボイラー及び	・伝熱面積 10 ㎡以上	10	8	
2	大型石炭涯	<b>足焼ボイラー</b>	・燃焼能力 50L/h <sup>(注3)</sup> 以上	(0n=6%)	(On=6%)	
3		銅又は 工業金	●金属の精錬の用に供する焙焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び煆焼炉 ●金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉	30	15	
4	一次施設	鉛又は 亜鉛	を含む。),転炉及び平炉 ・原料処理能力 1t/h 以上 ●金属の精錬の用に供する溶解炉(こしき炉を除 く。)	50	30	
5		銅,鉛 又は亜鉛	<ul> <li>・火格子面積 1 ㎡以上</li> <li>・羽口面断面積 0.5 ㎡以上</li> <li>・燃焼能力 50L/h <sup>(注3)</sup> 以上</li> <li>・変圧器定格容量 200kVA 以上</li> </ul>	400	100	
6	二次施設	工業金	●銅, 鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉, 焼結炉(ペレット焼成炉を含む。), 溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。), 転炉,溶解炉及び平炉・原料処理能力 0.5 t/h 以上・火格子面積 0.5 m²以上・羽口面断面積 0.2 m²以上・燃焼能力 20L/h (注3) 以上・燃焼能力 10L/h (注3) 以上・変圧器定格容量 40kVA 以上・変圧器定格容量 40kVA 以上・変圧器定格容量 40kVA 以上・変圧器定格容量 5 kk/h 以上・変圧器炉の回収の用に供する焙焼炉, 焼結炉, 溶鉱炉, 溶解炉及び乾燥炉・原料処理能力 0.5 t/h 以上	50	30	

7	セメントの製造の用に 供する焼却炉	・火格子面積 1 ㎡以上 ・燃焼能力 50L/h <sup>(注3)</sup> 以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上	80 <sup>(注7)</sup> (0n=10%)	50 (0n=10%)
8	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物焼却炉, 産業廃棄物焼却炉, 下水汚泥焼却炉)	・火格子面積 2 ㎡以上 ・焼却能力 200kg/h 以上	50 (0n=12%)	30 (On=12%)
9	水銀含有汚泥等の 焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 <sup>(注5)</sup> 又は水銀含有再 生資源 <sup>(注6)</sup> を取扱う施設(加熱工程を含む施設に 限る。)	100 (0n=12%)	50 (0n=12%)

#### 備考

- 1 「一次精錬の用に供する施設」とは、令別表第 1 の 3 の項から 5 の項までに掲げる施設及び 14 の項に掲 げる施設のうち硫化鉱の重量の割合が 50%以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が 50%である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいう。
- 2 「二次精錬の用に供する施設」とは、令別表第 1 の 3 の項から 5 の項までに掲げる施設及び 14 の項に掲げる 施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいう。
- 3 この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び3の項から6の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

-C = Cs

$$\equiv C = \frac{21-On}{21-Os} \times Cs$$

この式において、C、On、Os 及び Cs は、それぞれ次の値を表すものとする。

C:水銀等の量(µg)

On:標準酸素濃度(%)

Os:排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20%を超える場合にあつては20%とする)(%)

Cs:環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガスー立方メートル中の量に換算したもの(μg)

- 4 水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。
- (注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修(施設規模が5割以上増加する構造変更)をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。
- (注2) 施工日において現に設置されている施設(設置の工事が着工されているものを含む。)
- (注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの。
- (注4) バーナーの燃料の燃焼能力が10万 L/h 未満のもの。
- (注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。
- (注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。
- (注7)経過措置: 原料とする石灰石 1kg 中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140µg/N ㎡。

## (5) 水銀濃度の定期測定義務(法第18条の35,法施行規則第16条の18)

水銀排出者は、水銀濃度を測定し、その結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。測定頻度については、表2のとおりです。また、測定方法については環境省告示第94号(平成28年9月26日)により定められています。

なお、水銀濃度測定結果の記録は、法施行規則様式第7の2による水銀濃度測定記録表、 又は計量法第107条の登録を受けた者から交付を受けた水銀濃度の測定結果等についての 証明書によるものである必要があります。

水銀濃度測定の実施については、計量法に基づく計量証明事業所に相談してください。

#### 表 2 定期測定の頻度(大気汚染防止法施行規則第16条の18)

施設の規模	測定頻度(回数)
世山ガフ县ぶ4下 N …3 /L N L の佐凯	4か月を超えない作業期間ごとに
排出ガス量が 4 万 N m³/h 以上の施設	1 回以上
排出ガス量が 4 万 N m³/h 未満の施設	6か月を超えない作業期間ごとに
併山ガヘ里が4カN M/N 木個の施設	1 回以上
別表第三の三の三の項及び四の項に掲げる	
水銀排出施設のうち、専ら銅、鉛、亜鉛の	年1回以上
硫化鉱を原料とする乾燥炉	
別表第三の三の五の項に掲げる水銀排出施設	
のうち、専ら廃鉛蓄電池又は廃はんだを原料	年1回以上
とする溶解炉	

- (注 1) 水銀排出施設が、連続する3年の間継続して次のいずれかの要件を満たす場合は、粒子状水銀を測定することを要しない。ただし、3年を超えない期間に1度以上、ガス状水銀及び粒子状水銀の濃度を測定することにより、当該要件を満たしていることを確認すること(当該期間において、当該施設について法第 18 条の 30 の規定による構造等の変更の届出を行わない場合又は水銀排出施設への投入物に大幅な変更がない場合に限る。)。
  - 一 粒子状水銀の濃度が、ガス状水銀の試料ガスにおける定量下限未満であること
  - 二 定期測定の結果 (法施行規則第 16 条の 18 第 3 号の規定による再測定を行つた場合は、同条第 4 号の規定による測定の結果)の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1 ㎡につき、50  $\mu$ g未満である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満であるもの
  - 三 定期測定の結果 (法施行規則第 16 条の 18 第 3 号の規定による再測定を行つた場合は、同条第四号の規定による測定の結果)の年平均が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス 1 ㎡につき、50 μg以上である施設のうち、水銀濃度に対する粒子状水銀の濃度が 5%未満であり、かつ、温度が 0 度であつて、圧力が 1 気圧の状態に換算した排出ガス 1 ㎡につき、粒子状水銀の量が 2.5 μg未満であるもの
- (注2) 排出ガス量は、湿り排出ガス量で判断する。(環境省 水銀大気排出規制に関する主な質疑応答 (平成30年3月更新))

【定期測定結果の評価について(法施行規則第16条の18第3、4項)】

- ① 定期測定の結果が排出基準を超えた場合は、通常の操業状態及び排出状況において、次の期間内に3回以上測定(以下「再測定」という。)を行い、その結果を得ること。
  - イ 定期測定の結果が排出基準の 1.5 倍を超える場合 定期測定の結果を得た日から起算して 30 日
  - 口 イ以外の場合 定期測定の結果を得た日から起算して60日
  - ※なお、定期測定の結果が出た時点で定期点検等のため休止している場合や、自然 災害等によるやむを得ない場合は、上記の限りではなく、また再測定のみを目的に 施設を稼働する必要はないが、県に相談するとともに、できる限り速やかに再測定 を行うこと。
- ② 再測定を実施した場合における水銀濃度の測定の結果は、定期測定及び再測定の結果のうち最大及び最小の値を除く全ての測定値の平均値とする。また、当該測定結果が排出基準を超過した場合には、直ちに県に報告すること。

#### (6) 適用除外(法第27条)

上記(1), (2), (3)の届出は,次の施設に該当する場合は不要です。ただし,それぞれの 法律に基づく所定の手続きは必要です。

- ① 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第18号に規定される電気工作物
- ② ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定されるガス工作物
- ③ 鉱山保安法(昭和24年法律第70号)第13条第1項の経済産業省令で定める施設

#### (7) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組(法第18条の37関係)

水銀排出施設を除く水銀等の排出量が相当程度多い施設で、その排出を抑制することが 適当である要排出抑制施設を設置している者は、当該施設に係る水銀等の大気中への排出 に関し、単独又は共同して、自ら遵守すべき基準を作成し、水銀濃度を測定し、その結果 を記録し、これを保存することその他の水銀等の大気中への排出を抑制するために必要な 措置を講ずるとともに、当該措置の実施の状況及び評価を公表しなければなりません。

表 3 要排出抑制施設(法施行令第10条の3,法施行令別表第4の2)

項番号	施設の種類
1	製銑の用に供する焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)
2	製鋼の用に供する電気炉

## 3 届出書の種類と添付書類

## (1) 届出書の種類

## 表 4 水銀排出施設に係る届出一覧

届出の種類	届出を必要とする場合	届出の時期	様式
水銀排出施設設置届出	水銀排出施設を設置しようとする	工事着工予	・様式第3の6
(法第18条の28第1項)	場合	定日の60日	• 別紙1
		前まで	• 別紙2
水銀排出施設使用届出	大気汚染防止法の改正等により,す	水銀排出施	• 別紙3
(法第18条の29第1項)	でに設置している(設置工事中も含	設となった	
	む) 施設が, 水銀排出施設となった	日から30日	
	場合	以内	
水銀排出施設変更届出	設置 (使用) 届出を行った水銀排出	工事着工予	
(法第18条の30第1項)	施設の構造,使用の方法,処理の方	定日の60日	
	法を変更しようとする場合	前まで	
氏名等変更届出	以下の事項に変更があった場合	変更した日	・様式第4
(法第 18 条の 36 第 2 項)	①届出者の氏名又は名称及び住所,	から30日以	
	人にあってはその代表者の氏名	内	
	②工場又は事業場の名称及び所在		
	地	/b = 2 = 2 + 1	124 D. Boke
水銀排出施設使用廃止届出	水銀排出施設の使用を廃止した場	使用を廃止	・様式第5
(法第18条の36第2項)	合	した日から	
		30日以内	
承 継 届 出	設置 (使用) 届出を行った者からそ	承継があっ	・様式第6
(法第18条の36第2項)	の届出に係る水銀排出施設を譲り	た日から30	
	受け,借り受け,相続,合併又は分	日以内	
	割によって、その地位を承継した場		
	合		

## (2) 添付書類

図面は,主要寸法を記入し, A4 又は A3 の大きさに縮小したもの, あるいは既存図面等を用いてください。

- ① 工場・事業場への案内図(付近の見取図)
- ② 水銀排出施設,処理施設の位置を示した工場・事業場内の配置図
- ③ 水銀排出施設及び処理施設の構造及び主要寸法を記入した概要図(送風機,排風機の位置又は空気に接する面の面積を求める根拠となった面を記載するとともに排出口までの経路も記載すること。)
- ④ 水銀の排出の方法(水銀排出の系統図)
- ⑤ 水銀の排出及び処理に係る操業の系統の概要
- ⑥ 排出ガスの測定口の位置図
- ⑦ 緊急連絡用の電話番号, その他連絡方法
- ⑧ 水銀濃度を説明する資料(計算により求めた濃度を記載した場合には根拠資料,測定値である場合には分析結果表等)
- ⑨ その他審査に必要な参考書類

## 4 届出書提出先・提出方法

## (1) 届出の提出先

	ı			1
問い合わせ・提出先	郵 便 番 号	住所	電 話 号	所 管 区 域
仙南保健所環境廃棄物班	989-1243	大河原町字南129-1 (大河原合同庁舎内)	0224- 53-3118	白石市,角田市,刈田郡 (蔵王町,七ヶ宿町), 柴田郡 (大河原町,村田町,柴田町,川崎町), 伊具郡 (丸森町)
塩 釜 保 健 所環境廃棄物班	985-0003	塩竈市北浜四丁目8-15	022- 363-5506	塩竈市,多賀城市,富谷市,宮城郡(松島町,七ヶ浜町,利府町),黒川郡(大和町,大郷町,大
塩 釜 保 健 所 岩 沼 支 所 環境廃棄物班	989-2432	岩沼市中央三丁目1-18	0223- 22-6295	名取市,岩沼市, 亘理郡 (亘理町,山元町)
大 崎 保 健 所環境廃棄物班	989-6117	大崎市古川旭四丁目1-1 (大崎合同庁舎内)	0229- 87-8002	栗原市,大崎市,加美郡 (色麻町,加美町),遠 田郡(涌谷町,美里町)
石 巻 保 健 所環境廃棄物班	986-0850	石巻市あゆみ野五丁目7 (石巻合同庁舎内)	0225- 95-1418	石巻市,登米市,東松島 市,牡鹿郡(女川町)
気仙沼保健所 環境廃棄物班	988-0066	気仙沼市東新城三丁目3- 3	0226- 22-5127	気仙沼市,本吉郡(南三 陸町)
( 参 考 ) 仙 台 市 環境対策課 大 気 係	980-8671	仙台市青葉区二日町6番 12号MSビル二日町	022- 214-8222	仙台市

## (2) 提出部数 (法施行規則第13条第1項)

提出部数は正本1部,写し1部です。なお,届出書の写しは事業所において保管しておいてください。

## (3) その他

届出書の用紙は、各保健所環境廃棄物班又は県庁環境生活部環境対策課にあります。 宮城県のホームページからダウンロードして使用することもできます。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/to-taiki.html)

フレキシブルディスク等による届出も可能ですが,詳細については,管轄の保健所のにお 問い合わせください。

## 5 届出書作成上の留意事項

下表及び13ページ以降の記載例を参考に届出書を作成してください。

#### 【共通事項】

- (1) 届出は、施設ごとに記載してください。ただし、2つ以上の施設であっても同一工場・ 事業場にあり、かつ、同一種の施設については一つの届出書で済ませることができます。 この場合は基数を明示してください。
- (2) 届出者は、法人にあっては法人の代表者にしてください。代表権を持たない工場長等が届出者になる場合は、委任状を添付してください。委任した工場長等が交代した場合には氏名等変更届の提出時に新たな委任状が必要です。
- (3) 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。

## 【設置・使用変更届出書(様式第3の6)】

- (4) 表題、適用条文 不要な文字は共消してください
- 不要な文字は抹消してください。 (5) 届出者
  - 法人の場合、その名称、本社所在地及び代表者(代表権を有するもの)の職氏名を記載してください。
- (6) 工場又は事業場の名称 個人営業の場合は屋号を記載してください。
- (7) 工場又は事業場の所在地 郵便番号も記載してください。
- (8) 水銀排出施設の種類 施行令別表第3の3に係る項番号,名称及び基数を記載してください。

#### 【設置・使用変更届出書(別紙1,2)】

要はありません。)。

- (9) 工場又は事業場における施設番号
  - ・届出施設に固有の番号(記号)又は呼称を記載してください(番号等は重複しないようにしてください。また、一連番号などわかりやすいように記載してください。)。
  - ・当該番号は別紙1,別紙2及び別紙3で同一番号を記入してください。
- (10) 名称及び型式 当該施設の製造会社名,種類,名称及び型式を具体的に記載してください。
- (11) 設置年月日
- 当該施設の設置年月日を記載してください(変更又は使用届出の場合のみ該当)。 (12) 着手予定年月日 当該施設の関係工事(基礎工事を含む)に着する予定年月日を記載してください(使
- 用届出の場合は、記載する必要はありません。)。 (13) 使用開始予定年月日 当該施設の使用開始予定年月日を記載してください(使用届出の場合は、記載する必
- (14) 原材料(水銀等の排出に影響のあるものに限る。)
  - ・種類の欄には、当該施設等において使用する原料・原材料のうち水銀等の発生・排 出に影響を及ぼすもののみ、原材料の種類を具体的に記載する。
  - ・使用割合の欄には、種別にその割合を重量比%又は容積比%の別を明示して記載してください。
  - ・1日の使用量の欄は、原材料の1日当たりの最大及び通常使用量を種類別に単位を付して記載してください。

#### (15) 規模

次表を参照して、当該水銀排出施設が該当する規模の欄に記入してください。

施行規則別表 第三の三の施設 施行令	一項及び二項の施設		三項及び四項』				五項=			ブ リ ノ	頁	七項〃	八項〃	九項〃
別表第一 等の 区分 記載すべき規模欄	一項	三項及び四項	五項	十四項	三項及び四項	五項	十四項	二四項	D X N 法	三項及び四項	五項	九項	十三項他	廃棄物処理法他
伝熱面積	0													
燃料の燃焼能力(重油換算)	0	0	0	0	$\circ$	0	0	0		$\circ$	0	0	$\circ$	0
原材料の処理能力		0	$\circ$	0	0	0	0		0	0	$\circ$	$\bigcirc$		
火格子面積又は羽口面断面積			0	0		0	0				0	0	0	$\circ$
変圧器の定格容量			0			0		0			0	0		
焼却能力													0	$\circ$

- ◎:規模要件に係る規模欄 ○:規模要件以外の参考値を記入する規模欄
  - ・燃料の燃焼能力において、重油でない燃料については、液体燃料は10L、ガス燃料は16 ㎡、固体燃料は16kgが重油10Lに相当するものとして、重油換算した量を記入してください。
  - ・施行規則別表第3の3第1項に係る施設については「燃料の燃焼能力」の欄を必ず記載してください。
  - ・施行令別表第1の5項及び14項の施設については、火格子面積と羽口面断面積の別を〇で囲んだうえで面積を記入してください。
- (16) 1日の使用時間及び月使用日数等

当該施設等を最も多く使用する期間における平均使用状況を記載してください。

- (17) 排出ガス量 (Nm<sup>3</sup>/h)
  - ・「実測値」, 「計画値」及び「燃料使用量からの算出値」のうち当該施設を定格能力で運転するときの排出ガス量(すなわち最大のもの)を記載してください。
  - ・湿りガス量と乾きガス量をそれぞれ記載してください。
- (18) 水銀濃度 (µg)

一施設で複数の排出口を有する場合は、それぞれについて記載してください。設置の届出の時点で実測値が得られない場合は、設計値等が記載された届出を受理することでも差し支えありません。ただし、定期測定の結果と設計値等が大きく異なる場合には、変更届を提出してください。

なお、当該「水銀濃度」欄は、平常時の平均的な排出状況における複数の測定結果の平均値又はこれらの結果について幅記載することでも差し支えありません。

#### (19) 参考事項

- ・ごく短時間に特異的に高濃度の排出が生じる場合等が想定される場合には,その理由と内容を記載してください。
- ・水銀処理施設を設置しない場合には、処理施設を設置しなくとも排出基準に適合できる旨を説明するため、水銀排出の抑制のために採っている方法を記載してください。

## 【設置・使用変更届出書(別紙3)】

(20) 水銀処理施設の工場又は事業場における施設番号

処理施設に固有の番号(記号)又は呼称を記載してください(番号等は重複しないようにしてください。また,一連番号等などわかりやすいように記載してください。)。 注)処理施設とは、水銀等の処理を行う施設をいいます(以下同じ)。

(21) 処理に係る水銀排出施設の工場又は事業場における施設番号

当該処理施設に接続されている排出施設の基数,名称及び施設番号を記載してください。ただし,他に当該処理施設を共用する施設がある場合には,その施設の基数,名称及び施設番号も併記してください。

(22) 水銀の処理施設の種類,名称及び型式 当該処理施設の種類,名称及び型式を具体的に記載してください。

(23) 設置年月日

当該処理施設の設置年月日を記載してください。(変更又は使用届出の場合のみ該当)

(24) 着手予定年月日

当該処理施設の関係工事(基礎工事を含む)に着する予定年月日を記載してください (使用届出の場合は、記載する必要はありません。)。

(25) 使用開始予定年月日

当該処理施設の使用開始予定年月日を記載してください(使用届出の場合は、記載する必要はありません。)。

- (26) 処理能力
  - 排出ガス量(N m³/h)
     湿りガス量と乾きガス量をそれぞれ記載してください。
  - ② 水銀濃度 (µq) 処理前・処理後
  - ・当該処理施設で処理する水銀の湿り排出ガス中濃度(処理前:入口,処理後:出口)を記載してください。排出ガス中濃度は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付してください。測定値である場合には分析結果表等を添付してください。
  - ・処理前の水銀濃度が施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合において は空欄でも差し支えありません。
  - ③ 捕集効率(%)
  - ・処理効率は、メーカー保証値、測定値等を用いることとし、いずれであるかを明記してください。メーカー保証値である場合には根拠資料を添付してください。測定値である場合には分析結果表等を添付してください。
  - ・捕集効率が施設の構造上の理由などにより測定が不可能な場合においては空欄で も差し支えありません。
  - ④ 排ガス温度

処理前については処理施設入口の平均温度, 処理後については処理施設出口の平均温度を記載してください。

## 【氏名等変更届出書(様式第4)】

- (27) 不要な文字を抹消してください。
- (28) 届出者に係る代表者名は、法人の代表者の氏名変更の場合は、変更後のものを記載してください。
- (29) 変更年月日については、記載例の場合、△△ △△が新代表取締役に就任した日を記載してください。
- (30) 相続又は合併による場合は、「氏名又等変更届出書」と併せて、後掲「承継届出書」も提出してください。

## 【使用廃止届出書(様式第5)】

- (31) 不要な文字を抹消してください。
- (32) 届出者の欄は、施設を廃止した事業場又は工場でなく、本社又は本店等の住所を記載してください。個人の場合は、住所、氏名を記載してください。法人の場合は、名称、及び代表者の氏名を記載してください。
- (33) 工場又は事業場の名称の欄は、施設を設置していた事業所の名称を記載してください。
- (34) 施設の種類の欄は、令別表第1の2及び名称並びに施設番号、名称を記載してください。
- (35) 使用廃止の年月日の欄は実際に使用の廃止をした年月日を記載してください。

## 【承継届出書(様式第6)】

- (36) 不要な文字を抹消してください。
- (37) 届出者の欄は、施設を承継した(譲受けた)事業所又は工場の本社又は本店等の住所を記載してください。個人の場合は、氏名又は名称及び住所を記載してください。法人の場合は、名称、及び代表者の氏名を記載してください。
- (38) 工場又は事業場の名称の欄は、施設の設置されている工場名等を記載してください。
- (39) 工場又は事業所の所在地の欄は、(37)の住所を記載してください。
- (40) 施設の種類の欄は、令別表第3の3の番号及び名称並びに施設番号及び名称を記載してください。なお、施設が、複数の場合は別紙に記載しても良いです。
- (41) 施設の設置場所の欄は, (39)の施設が設置されている場所名を記載してください。 (例:仙台工場A棟北側)なお, (39)と同様に別紙に記載しても良いです。
- (42) 承継の年月日の欄は、譲受け、借受け等の年月日を記載してください。
- (43) 被承継者の氏名又は名称の欄は、譲受け、又は借受けられる者の氏名等を記載してください。
- (44) 承継の原因の欄は、譲受け、借受け、相続、合併等を記載してください。

## ※『使用』及び『構造等変更』の届出時にも同様に記載してください。

## 6 届出書記入例

(1) 設置・使用・変更届出書(様式第3の6)

該当する事項以外を二重線で抹消,若しくは該当事項を丸で囲んでください。

水銀排出施設設置(使用、変更)届出書

・届出者が個人の場合は自宅住所を,法 人の場合は本社又は本店の住所を記 載してください。

令和O年O月OO日

宮城県知

・法人の場合は会社名の他に代表者の氏

名も記載してください。

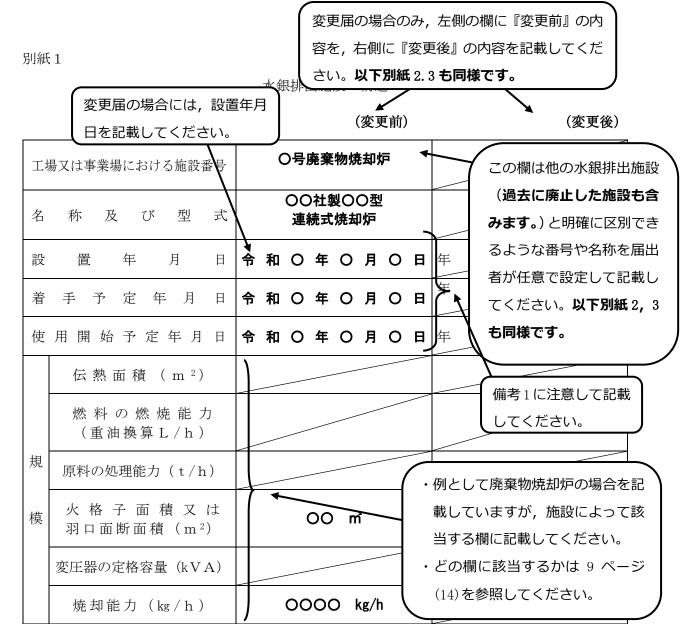
該当する事項以外を二重線で抹消,若しくは該当事項を丸で囲んでください。

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名)

大気汚染防止法第 18 条の 28 第 1 項 (第 18 条の 29 第 1 項、第 18 条の 30 第 1 項) の規定により、水銀排出施設について、次のとおり届け出ます。

	т / /Д / Д «т / U		
工場又は事業場の名称	□□株式会社 ○○工場	※整 理 番 号	
	〒〇〇〇一〇〇〇〇	※受理年月日	年 月 日
水銀排出施設の種類	8 項 廃棄物焼却炉 1 基 (〇号焼却炉)	※施設番号	
水銀排出施設の構造	別紙1のとおり。	※審 3 ページ(	なび名称は2,3 の表2を参考に
水銀排出施設の使用の方法	別紙2のとおり。	記載して	こください。 
水銀等の処理の方法	別紙3のとおり。	※備 考	
参 考 事 項			

- 備考 1 水銀排出施設の種類の欄には、大気汚染防止法施行規則(以下「施行規則」という。 ) 別表第3の3に掲げる項番号及び名称を記載すること。
  - 2 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業 規格A4とすること。
  - 5 受理書の写しを添付し、参考事項の欄に、当該受理書の受理番号及び受理年月日を記載する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が別紙1~3の全部又は一部を添付することを要しないと認めるときは、別紙1~3の全部又は一部を省略することができる。



備考 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。

- 2 規模の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第3の3の中欄に規定する項目について記載すること。
- 3 水銀排出施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本産業規格A4の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。ただし、受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規定する市の長が構造概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該概要図の添付を省略することができる。

#### 別紙2

水銀排出施設の使用の方法

該当がある場合のみ記

工場又は事業場における施設番号						┬┃ 載してください。 ┃			
世 用 状 況	工場又は事業場	易における施	設番号	〇号廃棄	物焼却炉	・廃棄物焼却炉の場合は			
季節変動	使用状況			_					
種類 (水銀等の排出に影響のあるものに限る。)		季節	変 動						
(水銀等の排出に影響のあるものに限る。)  「根本中の水銀等含有割合 大くず: O. OO mg/kg 無くず: O. OO mg/kg 無くず: O. OO mg/kg 無くず: O. OO mg/kg による。)  「日の使用量 大OOt/d、通常OOt/d 種類 A重油 燃料中の水銀等の含有割合 O. OOmg/kg 適常の使用量 のした でであるものに限る。)  「根本・一般を関する。) では、原本・水銀処理施設がある場合は、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」がある場合は、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」排出である。 では、「処理後」 がある場合は、「処理後」 がある場合は、「処理後」 がある場合は、「処理後」 がある場合は、「処理後」 がある場合は、「処理後」 がある。 では、「処理後」 がある。 では、「処理後」 がある。 では、「処理後」 がある は、「処理後」 がある は、「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		種	類		紙くず				
<ul> <li>影響のあるものに含有割合</li> <li>(大くず: O. OO mg/kg</li> <li>(大くず: O. OO mg/kg<td>(水銀等</td><td>使 用 智</td><td>割 合</td><td></td><td></td><td>٧١.</td></li></ul>	(水銀等	使 用 智	割 合			٧١.			
日の使用量   最大OOt/d, 通常OOt/d   種 類   A 重油	影響のあるものに								
燃料中の水銀等の	での。)	1日の使	用量	最大OOt/d,	通常OOt/d				
(水銀等の排出に影響のあるものに限る。)       通常の使用量       OOL/h         限場のあるものに限る。)       通常の使用量       OOL/h         限場の使用量を表する。       基大の、OOO 通常の、OOO 通常の、OOO 通常の、OOO 最大の、ののののののののののののののののののののののののののののののののののの		種	類	A I	<b>直油</b>				
るものに限る。)       通常の使用量       OOL/h         混焼割合       湿り最大O,OOO通常O,OOO最大       ・水銀処理施設がある場合は、『処理後』排出	(水銀等の排出に			0.00	Omg/kg				
混焼割合       湿り 最大O,OOO 通常O,OOO 最大       軟き 最大O,OOO 通常O,OOO 最大       合は,『処理後』排出	るものに	通常の使	見用量 しゅうしゅう	00	DL/h				
#出ガス量 (m³/h) 乾き 最大O,OOO 通常O,OOO 最大 ・水銀処理施設がある場合は,『 <b>処理後』排出</b>	反の。)	混 焼 割 合							
乾き 最大O,OOO 通常O,OOO 最大 合は,『 <b>処理後』排出</b>	世山ボッ具 /	···· 3 / 1- )	湿り	最大0,000	通常〇, 〇〇〇				
# 出 ガ フ 巾 の 敵 表 溥 庇 ( 0 / )	(押田ガク里)	(m°/ n)	乾き	最大0,000	通常O, OOO	最大			
M	排出ガス中の	の酸素濃度	(%)	O. C	<del>"""                                  </del>	<b>ロでの濃度</b> を記載して			
全 水 銀 Ο. ΟΟμg/m ください。		全 水	銀	0. 00	Oμg/m³				
水銀濃度 (μg/m³) ガス状水銀 O. OOμg/m ・集合煙突であっても, 水銀排出施設 1 基ごと		ガス状	水銀	0. 00	Oµg/m³	· ·			
粒 子 状 水 銀 O. OOμg/m	(F O / /	粒子状	水銀	0. 00	Oµg/m³				
参考事項	参考	事	項						

- 備考 1 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態 (この項において「標準 状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メ ートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 2 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とし、平常時の平均的な濃度を記載すること。
  - 3 水銀濃度は、水銀等の処理施設がある場合には、処理後の濃度とすること。
  - 4 参考事項の欄には、水銀等の排出状況に著しい変動がある施設についての一工程の排出量の変動の状況、水銀等の排出抑制のために採つている方法等を記載すること。

#### 水銀等の処理の方法

小虾	等の処理施	<ul><li>設の工場又は</li><li>他の水銀</li></ul>			番号	○号処理施設	Of	<del>}</del> 煙突	
処理	こ係る水!		できるよう 称を届出者	1	番号	〇号廃棄物焼却炉	O号	烧却炉	
水鱼	長等の:	任意で設力	定し記載し	ń	式	▼ ○○社製〇〇型 ろ過集じん機	〇号独	<b>立煙突</b>	
設		ください。 ・『サイク[			日	令和〇年〇月〇日	令和〇年	<b>■</b> ○月○日	
着	手		」ン』,』未 『排煙脱硫		日	令和〇年〇月〇日	◆和○年	(学) (学)	
使	用	,	ように記載	_ الأرا	日	令和〇年〇月〇日	令和〇至	備考1に注意	
	排出人	てください	`		<u>n</u>	最大0,000通常0,000	最大0,000	戦してくたる	1
如	DE ELL	( \ / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ν 1 <sub>0</sub>		き 二	最大0,000通常0,000		通常0,000	1
	排出ガ	ス温度(	°C )	処理[		000°		<b>℃</b>	
ļ	HE 111 +	ンマーの画	£ 連 庄	<u></u> 処理征 (%		OO℃ O. O%		ე℃	_
理	19F 山 ル	ク中の間	发 糸 仮 及	処理[		O. OOµg/m³ )	┼	前は『 <b>処理施</b>	設)
	理		全水銀	処理和		O. ΟΟμg/m³	<del>   </del> のス	口の状態の	濃
	  水銀濃度	:	ガス状	処理前		O. ΟΟμg/m <sup>†</sup>	HE II 2	を,処理後は『	<i>ь</i> п.
能	 (μg/m	3)	水銀	処理征		O. OOµg/m³	<b>—</b>	,	
1,70	HE (# g / III )		粒子状	処理	前	O. OOµg/m³	理施	設の出口の状	態
			水 銀	処理征	发	O. OOµg/mੈ	の濃	— <b>の濃度</b> 』を記載し	
一力			全 水	<u></u>	狠	00%	くだ	さい。	
	捕集効率	(%)	ガスサ	大 水 纟	银	00%	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	C V · 8	ノ
	農度-処理	後濃度)÷処	理前濃度×	:100		OO% OO時~OO時 O時間/回 O回/日 O日/月		~OO時 回/日 O日/月	
状	況 <u>—</u> 季	節	変	重	<u></u>				1

- 備考 1 水銀排出施設において発生する水銀等を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設(集じん機等)について、記載すること。
  - 2 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 3 排出ガス量については、温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(この項において「標準状態」という。)における量に、水銀濃度については、標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  - 4 水銀濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
  - 5 水銀等の処理施設の構造図及びその主要寸法を記入した概要図を添付すること。ただし、 受理書の写しを添付する場合であつて、都道府県知事又は大気汚染防止法施行令第13条に規 定する市の長が当該構造図及び概要図を添付することを要しないと認めるときは、当該構造 図及び概要図の添付を省略することができる。

## (2) 氏名等変更届出書(様式第4)

様式第4

氏名等変更届出書

〇年〇月〇日

## 宮城県知事 殿

- ・届出者が個人の場合は自宅住所 を, 法人の場合は本社又は本店 の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表 者の氏名を記載してください。

届出書

〒〇〇〇-〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇1 丁目 2 番 3 号 △△株式会社 代表取締役 △△ △△ 電話番号 □□□-□□□□□□□

不要な文字は抹消してください。

氏名、名称、住所又は所在地に変更があつたので、大気汚染防止法第 11 条  $\frac{(第 17 条の 13 第 2 項、第 18 条の 13 第 2 項及び</u>第 <math>18$  条の 36 第 2 項において準用する場合<del>を含む。)</del>の規定により、次のとおり届け出ます。

	ぼ	V) ;	煙	発	生	<u> </u>	施	設			(t	也施設の変	更がある場合は併t	せて記載して	くだ	さい。
	揮	発性有	機亻	匕合	物	排出	出施	設								
	_	般 粉	じ	$\lambda$	発	生	施	設	の別	ばい	煙:	発生施設	※整理番号			
	特	定粉	じ	$\lambda$	発	生	施	設		水銀	排	出施設				
	水	銀	排		出	施	<u>fi</u>	設し								
72	変	更		の	変		Ę	更	前	代表	_	締役□□	※受理年月日	年月	日	
F	为			容	変		5	更	後	代表注		締 <b>役</b> △ △	※施 設 番 号			
7.2	変	更			年		F	1	日	令和(	〇年	<b>FO月O日</b>				
7/2	変	更			の		珄	#	由	が代	表	△△△△ 取締役に たため。	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /			

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
  - 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

## (3) 使用廃止届出書(様式第5)

様式第5

使 用 廃 止 届 出 書

## 〇年〇月〇日

宁比旧知市 即

- ・届出者が個人の場合は自宅住所 を,法人の場合は本社又は本店 の住所を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表 者の氏名も記載してください。

## 不要な文字は抹消してください。

ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)の使用を廃止したので、大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において進用する場合を含むしの規定により、次のとおり届け出ます。

	2 人人	<del>以</del> 知10	3 木ツ	30 <del>月</del>	月 乙 坝(	(-40 V	・て平圧	19 る場合 <del>を言む。)</del> の規定によ	、り、飲めとねり)	囲り山	エ 9 で	)
ば揮一特水	発性 <sup>2</sup> 般 粉	分じ	ん 多	発 <u>生</u>		設	の別	水銀排出施設	※整理番号			
工	場又	て は	事	業	場	の :	名 称	△△株式会社○○工場	※受理年月日	年	月	日
工	lil T	て は	事業	4 LE	1 0	=-	<del>/</del> 11[a	T000-0000	*			
	場又			纟 場		所	在 地	△△市□□町4丁目5番6号	施設番号			
+/-		<b>≑</b> Л.	σ		18	£	本工	8項 廃棄物焼却炉1基				
施	施設		0,	)	種		類	(〇号焼却炉)				
施	設	の	割	L Ž	置	場	所	△△市□□町4丁目5番6号	<b>※</b> 備 考			
使	用	廃	止	0)	年	月		令和〇年〇月〇日				
使	用	廃	П	1	の	理	由	施設の老朽化のため				

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定 粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載する こと。

## (4) 承継届出書(様式第6)

様式第6

承継届出書

書出

## 〇年〇月〇日

#### 宜比旧知 車 配

- ・届出者が個人の場合は自宅住所を, 法人の場合は本社又は本店の住所 を記載してください。
- ・法人の場合は会社名の他に代表者 の氏名も記載してください。

〒〇〇〇一〇〇〇〇 〇〇市〇〇町〇〇1 丁目 2 番 3 号 ムム株式会社 代表取締役 ムム ムム 電話番号 □□□□□□□□□□□□

## 不要な文字は抹消してください。

▼ ばい煙発生施設(揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、水銀排出施設)に係る届出者の地位を承継したので、大気汚染防止法第12条第3項(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定により、次のとおり届け出ます。

ばい煙発生施設		
揮発性有機化合物排出施設		
一般粉じん発生施設の別	水銀排出施設	※整 理 番 号
特定粉じん発生施設		
水 銀 排 出 施 設丿		
	△△株式会社□□事	業所 年 月 日
	受理年月日	
工場又は事業場の名	称日	※受理年月日
	在	地
	00	
工場又は事業場の所在	地 〒000-000	00 ※施 設 番 号
	△△市□□町4丁目5番	<b>番6号</b>   <sup>                                   </sup>
施設の種	類 廃棄物焼却炉 1	1基
施 設 の 設 置 場	所 <b>△△市□□町4丁目5</b> 都	番6号
承 継 の 年 月	□ 令和○年○月○日	
被承継者氏名又は名	<b>有限会社〇〇</b>	※備 考
氏名又は名	代表取締役口口[	
住	所 OO市ΔΔ町7丁目8都	番9号
承継の原	因 経営統合による	

備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。

- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 3 ばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定

粉じん発生施設又は水銀排出施設の別の欄は、該当するもの全てを記載すること。

## (5) 委任状(任意様式)

## 委 任 状

私は、当社 $\bigcirc\bigcirc$  (事業所名等) 工場長  $\triangle\triangle$   $\bigcirc\bigcirc$  (氏名) を代理人と定め下記の権限を委任します。

記 **〇〇(事業所名等)**における**「〇〇〇〇〇法」**に関する届出の権限

令和〇〇年〇〇月〇〇日

 届出書
 〒〇〇〇一〇〇〇〇

 〇〇市〇〇町〇〇1 丁目 2 番 3 号

 △△株式会社

 代表取締役
 △△